

# 秋田港

2022



PORT of AKITA



# フェリー秋田航路

## 苫小牧東～秋田～新潟～敦賀

### ◇航路

苫小牧東～秋田～新潟～敦賀（週1往復）  
 苫小牧東～秋田～新潟（週5往復）

### ◇就航船舶

・フェリー らいらっく・ゆうかり  
 全長 199.9m  
 総トン数 18,229トン  
 航海速力 22.7ノット  
 (旅客定員 846名 車両積載台数トラック 146台  
 乗用車 58台)

### ◇接岸場所

秋田港北ふ頭(セリオン北側)



▲フェリーらいらっく



▲フェリーターミナル



### 秋田県秋田港湾事務所

〒011-0945  
 秋田市土崎港西一丁目7番1号

秋田港湾事務所長

#### 管理班

018-845-2021  
 018-845-0042

#### 工務班

018-845-0652

# 観光レクリエーション

### ◇港湾文化交流施設(愛称:セリオン)

..... 1994.4オープン

・ポートタワーセリオン  
 (展望室、物産館、イベントホールほか)



#### ▲セリオン

日本海の夕景、冬の荒波、男鹿半島などが一望できる港湾のシンボル。地上100mからの眺望が楽しめます。

### ◇道の駅「あきた港」



#### ▲道の駅「あきた港」 ▲みなとオアシスあきた港

本港緑地内のセリオンリスタを含むポートタワーセリオン一帯が平成22年7月31日に県内28番目の道の駅として、オープンしました。

また「みなとオアシス」として港を核としたまちづくりを促進するため、住民参加による地域振興の取り組みが行われています。

# クルーズ振興

### ◇外航クルーズ客船



※MSCスプレンドィダ

#### ▲大型外航クルーズ客船の寄港

令和元年度は13隻の大型外航クルーズ客船が寄港しました。乗船客の多い大型外航クルーズ客船の寄港は、秋田港や県内各地域の経済の活性化と賑わいを創出しています。

### ◇クルーズターミナル



※秋田港クルーズターミナル

#### ▲クルーズターミナルの竣工

クルーズ船観光客の利便性向上を目的に、平成30年4月、秋田港クルーズターミナルが供用開始されました。クルーズ旅客の満足度向上及び、更なる寄港促進が期待されます。



リサイクル適性(A)  
 この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。



VEGETABLE OIL INK

# ① 沿革

秋田港は、元は土崎湊と称し、県内の最大河川である雄物川の河口に発達した港である。関ヶ原の戦い以後、慶長7年(1602年)佐竹義宣が水戸より移封されて、佐竹20万石の主要物資である米・木材・鉱産物等の集散地として500石船の出入りで賑わい、日本海北部の要港として栄えた。

明治に入り、和船・帆船時代から汽船の入港が盛んになると、季節風と流砂の堆積等による河心移動など、河口対策が急を要するようになり、明治18年、内務省土木技師古市公威博士によるいわゆる古市波止場が完成し、荷揚場からけい船岸壁へと発展した。それ以来出入船舶が年々増加する中で、大阪・神戸・東京方面への定期航路が開設され、明治43年、港湾調査会において第2種重要港湾に指定されるに至った。

一方、海運界の進展とともに、地域住民はもとより県をあげての本格的な築港運動が起こり、「土崎港の改修は雄物川の改修から」と、大正6年から国の直轄事業により雄物川本流を分流するため、画期的な勝平山の開削工事が開始され、22年間の長きにわたる工事の末昭和13年に完成した。これにより藩治の初期から約3世紀にわたった増水による大被害は解消され、ショートカットによって発生した土砂を旧雄物川河口の一部に埋立て、茨島工業地帯が生まれた。

この間、昭和16年に土崎港町が秋田市に合併して秋田港と改称され、同25年に公布された港湾法に基づき昭和26年に重要港湾に指定されるとともに同28年には港湾管理者が秋田県となった。

本港の近代港湾としての本格的な整備は、昭和40年に秋田湾地区新産業都市の指定を受けてからで、昭和40年、中島地区に大型港湾への第一歩として-9.0m岸壁が完成、その後、大浜地区の掘込港湾の建設、向浜地区の木材ふ頭の建設等により港の背後地にも相次いで企業が進出し、主力業種として、亜鉛製錬所・火力発電所・製紙工場・木材関連工業等の立地をみるに至った。

また、昭和52年には外港地区に-13.0m岸壁が完成し、さらに大型タンカー受入設備が設置されるなど50,000D/W級船舶の入港が可能となった。

なお、向浜地区は、総面積の70%に及ぶ豊かな緑地を有し、約37,000㎡の港湾公園や延長約8,000mの遊歩道のほか、スポーツ公園として公式野球場・武道場・プール・スケート場・テニスコート・球技広場等が整備され、県民のレクリエーション基地としても親しまれている。

本港地区は、再開発を目的としたポータルネッサンス21事業計画に基づく、港湾文化交流施設(セリオン・展望室床高100m)が平成6年に開業、平成7年には天候等に左右されず年間を通じて緑と親しめる覆い付緑地(セリオンリスタ)もオープンし、県民の憩いの場としてはもちろん、イベントの開催等多様な利用の場を提供している。

また、飯島地区では秋田マリーナが平成7年11月にオープンし、秋田周辺の海洋レクリエーションの基地として機能の充実及び拡充を図っているほか、約55,000㎡の港湾公園を整備し県民の憩いの場として親しまれている。

一方、船舶の大型化に対応して平成7年度に外港地区に-13.0m 2号バースが完成、平成16年度に向浜地区に-12.0m岸壁1バースが完成した他、平成29年度には飯島地区に-11.0m岸壁1バースが完成、また平成30年度には同じく飯島地区で隣接する-7.5m岸壁2バースが完成した。

コンテナ貨物の取り扱いについては、平成7年11月に韓国釜山、平成23年7月に韓国・中国、平成24年8月に韓国・ロシアとの間に外貨コンテナ定期航路が開設され、現在、ロシア航路を除く週3便が運航されている。

また、平成24年4月に大浜地区から外港地区へ移転しオープンした秋田港国際コンテナターミナルは、平成27年1月までに整備が完了し、年間コンテナ取扱可能量が10万TEUとなるなど飛躍的な機能向上が図られた。

フェリー航路については、本港地区中島ふ頭へ平成11年7月に苫小牧東港・新潟港・敦賀港とを結ぶ定期航路を開設し、現在週6日12便が運航されており、国内物流、観光の両面で活発な利用がなされているほか、平成26年8月には大型外航クルーズ船ダイヤモンド・プリンセス号が初入港したのを皮切りにその他の大型外航クルーズ船も寄港しており、令和元年度は過去最高となる13隻の大型外航クルーズ船が寄港した。平成30年4月にはクルーズターミナルの供用が開始されるなど、広域観光の拠点としても地域経済の発展に大きく寄与するものと期待されている。

また、地球温暖化対策の重要性が高まるなか、港湾の適性かつ効率的な利用に努めつつ港湾における洋上風力発電施設の導入を図るため、平成26年度に外港地区及び飯島地区が「再生可能エネルギー源を利活用する区域」として新たに指定され、令和2年9月2日には「海洋再生可能エネルギー発電設備等拠点港湾(基地港湾)」に指定された。

秋田港は今後も、環日本海交流の物流拠点として、新たな利用促進と発展並びに対岸貿易が益々盛んになることが期待されている。

# ② 自然状況

## (1) 位置および地勢

本港は、県都秋田市(北緯39°45'25" 東経140°02'54")に位置し、県南部(宮城・岩手県境)に源を發し、日本海に注ぐ一級河川雄物川の旧河口にある。

内港(旧雄物川)は、-10mまでN値(支持力)10~30、-20mで30以上の粘土地盤であり、港外は主として砂質であるN値30前後と比較的よく締まっている。

## (2) 気象

春から秋にかけて南東寄りの風が多く秋の台風の影響を除けば比較的温和である。しかし、晩秋から冬期にかけては西高東低の気圧配置となるため北西の季節風が多い。

# ③ 法令に基づく指定

指定年月日	指定区分	関係法令	備考
明治43.12.6	第2種重要港湾	内務省港湾調査会	他港に勝る所ありとして指定
昭和19.6.1	甲号港湾	公有水面埋立法施行令	公有水面埋立の許可区域として指定
昭和26.1.19	重要港湾	港湾法施行令	行政的・財政的關係上の港湾
昭和26.3.10	甲種港湾	港湾調査規則	港の開発利用の資料調査のための港湾
昭和26.6.20	指定港湾	港湾運送事業法施行令	港湾運送事業の秩序確立と発展のため指定
昭和28.7.30	港湾管理者・秋田県	港湾法	秋田県が港の管理運営にあたることになる
昭和31.2.13	出入国港	出入国管理令	外国人が出入国できる港
昭和31.2.13	検疫港	検疫法	伝染病予防の措置に関する港湾
昭和32.2.14	輸入場所	植物防疫法施行規則	輸入植物防疫港として指定
昭和34.3.10	臨港地区区分	県条例(第20号)	港湾管理運営上の目的別区域
昭和37.7.1	港の区域	港則法施行令	港の区域が定められた
昭和37.7.1	特定港	港則法施行令	大型船舶及び外国船舶が常時出入りする港
昭和39.4.28	海岸保全区域	海岸法(県告示第171号)	港湾区域内の海岸防護のため指定
昭和40.1.19	開港	関税法施行令	外国貿易船の出入港ができる港として指定
昭和40.7.1	水先区	水先法	水先人による当該船の誘導区域
昭和40.7.29	隣接地域	港湾法	港湾区域を保全する地域
平成2.4.2	乙号港湾	公有水面埋立法施行令	公有水面埋立の許可区域として指定
平成9.1.21	動物検疫	家畜伝染病予防法施行規則	輸入動物検疫港として指定
令和2.9.2	海洋再生可能エネルギー発電設備等拠点港湾(基地港湾)	港湾法	洋上風力発電の基地港湾として指定

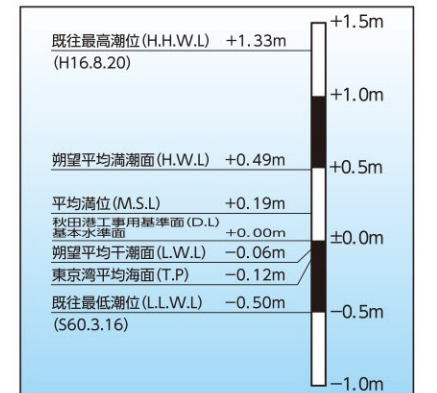
## ◎気温(参考)

種別 月別	平均 気温	最高 気温	最低 気温
1	0.4	9.5	-8.4
2	0.8	12.3	-9.7
3	4.0	18.9	-3.7
4	9.6	24.6	-1.0
5	15.2	30.6	4.7
6	19.6	31.0	7.2
7	23.4	36.2	16.0
8	25.0	37.6	14.7
9	21.0	36.1	8.6
10	14.5	30.1	3.6
11	8.3	25.2	-2.0
12	2.8	15.5	-6.7

## ◎風速および風向(参考)

種別 月別	最大 風速	風向	最多 風向
1	18.4	W	NW
2	16.7	WSW	NW
3	20.7	W	SE
4	18.2	WSW	SE
5	13.5	W	SE
6	14.4	SW	SE
7	14.1	SW	SE
8	18.5	WSW	SE
9	18.1	SW	ESE
10	19.9	W	ESE
11	19.0	WSW	SE
12	19.4	WSW	SE

## ◎潮汐図



注) 気象庁HP資料[過去のデータ(R4.1.31)]に基づく

① 「平均気温」については平年値による

② その他については過去5年(平成28年~令和3年)のデータに基づく

## 4 港湾施設

### (1) 係留施設

番号	施設名	階級(D/W)	バース数	水深(m)	延長(m)	完成年度	管理者
1	外港-13m 1号岸壁	50,000	1	-13.0	270.00	昭和52年度	秋田県
2	外港-13m 2号岸壁	40,000	1	-13.0	260.10	平成7年度	〃
3	大浜-10m 1号岸壁	15,000	1	-10.0	185.00	昭和45年度	〃
4	大浜-10m 2号岸壁	15,000	1	-10.0	185.00	昭和50年度	〃
5	大浜-10m 3号岸壁	15,000	1	-10.0	185.05	昭和54年度	〃
6	大浜-4.5m 1号岸壁	700	1	-4.5	60.00	昭和51年度	〃
7	大浜-4.5m 2号岸壁	700	1	-4.5	60.00	昭和51年度	〃
8	中島1号岸壁	10,000	1	-9.0	161.46	昭和40年度	〃
9	中島2号岸壁	15,000	1	-10.0	185.00	昭和41年度	〃
10	中島3号岸壁	15,000	1	-10.0	185.08	昭和46年度	〃
11	北ふ頭A岸壁	5,000	1	-7.5	122.00	昭和48年度	〃
12	北ふ頭B岸壁	5,000	1	-7.5	155.00	昭和53年度	〃
13	南ふ頭C岸壁	2,000	1	-5.5	155.00	昭和42年度	〃
14	南ふ頭D岸壁	2,000	1	-5.5	90.00	昭和49年度	〃
15	下浜-5m岸壁	1,000	4	-5.0	345.00	昭和55年度	〃
16	寺内ふ頭岸壁	5,000	2	-7.5	195.00	昭和38年度	〃
17	向浜-7.5m 1号岸壁	5,000	1	-7.5	130.00	昭和52年度	〃
18	向浜-7.5m 2号岸壁	5,000	1	-7.5	130.00	昭和45年度	〃
19	向浜-10m 1号岸壁	15,000	1	-11.0	185.76	昭和47年度	〃
20	向浜-10m 2号岸壁	15,000	1	-10.0	185.50	昭和51年度	〃
21	向浜-10m 3号岸壁	15,000	1	-10.0	185.00	昭和59年度	〃
22	向浜-12m岸壁	30,000	1	-12.0	240.00	平成16年度	〃
23	飯島-11m岸壁	18,000	1	-11.0	190.15	平成29年度	施設利用者(洋上風力発電事業者)
24	飯島-7.5m岸壁	5,000	2	-7.5	260.00	平成29年度	秋田県
25	飯島-5m岸壁	1,000	1	-5.0	130.00	令和2年度	〃
26	大浜-2m物揚場			-2.0	50.00	平成6年度	〃
27	秋田-3m物揚場			-3.0	139.00	平成2年度	〃
28	下浜-4m物揚場			-4.0	133.00	昭和44年度	〃
29	下浜-3m物揚場			-3.0	60.00	昭和57年度	〃
30	草生津川-2m物揚場			-2.0	120.00	昭和43年度	〃
31	向浜-2m物揚場			-2.0	200.00	昭和47年度	〃
32	下浜-3m船揚場			-3.0	49.00	昭和57年度	〃
a	東北電力3号ドルフィン	71,000	1	-13.0	309.00	昭和54年度	東北電力(株)
b	辰巳商会ドルフィン	2,000	1	-6.0	38.00	昭和62年度	(株)辰巳商会 秋田出張所
c	東北電力2号ドルフィン	5,800	1	-8.0	46.00	昭和47年度	東北電力(株)
d	東北電力1号ドルフィン	5,800	1	-8.0	46.00	昭和45年度	〃
e	秋田製錬ドルフィン	3,000	1	-6.5	45.00	昭和47年度	秋田製錬(株)
f	E N E O S 棧橋	6,578	1	-8.0	164.00	平成5年度	ENEOS(株)秋田油槽所
g	岩谷産業ドルフィン	2,400	1	-6.5	28.00	昭和40年度	岩谷産業(株)
h	出光ドルフィン	5,900	1	-7.5	45.50	平成元年度	出光興産(株)秋田油槽所
i	東西オイルターミナル秋田油槽所ドルフィン	3,000	1	-6.5	124.00	昭和40年度	東西オイルターミナル(株)秋田油槽所
j	昭友ドルフィン	5,000	1	-7.5	156.00	平成4年度	(株)昭友秋田共同油槽所
k	日本製紙(株)秋田工場ドルフィン	51,500	1	-11.0	170.02	平成7年度	日本製紙(株)秋田工場
l	東部ガス棧橋	2,200	1	-6.5	130.00	平成27年度	東部ガス(株)
イ	-2.0m係船場	25	1	-2.0	43.89	昭和59年度	東北地方整備局秋田港湾事務所
ロ	-3.5m係船場	300	1	-3.5	51.91	昭和54年度	〃

## 5 荷さばき施設

### (2) 船舶役務用施設(給水施設)

種類	所在の場所	管理者	箇所数	能力(t/h)
水栓	外港-13m 1号岸壁	秋田県	2	30
〃	外港-13m 2号岸壁	〃	2	〃
〃	大浜-10m 1号岸壁	〃	2	〃
〃	大浜-10m 2号岸壁	〃	2	〃
〃	大浜-10m 3号岸壁	〃	2	〃
〃	大浜-4.5m 1号岸壁	〃	1	〃
〃	大浜-4.5m 2号岸壁	〃	1	〃
〃	中島1号岸壁	〃	2	〃
〃	中島2号岸壁	〃	2	〃
〃	中島3号岸壁	〃	2	〃
〃	北ふ頭A岸壁	〃	1	〃
〃	北ふ頭B岸壁	〃	2	〃
〃	南ふ頭C岸壁	〃	2	〃
〃	下浜-5m岸壁	〃	3	〃
〃	寺内ふ頭岸壁	〃	3	〃
〃	向浜-7.5m 1号岸壁	〃	2	〃
〃	向浜-7.5m 2号岸壁	〃	2	〃
〃	向浜-10m 1号岸壁	〃	2	〃
〃	向浜-10m 2号岸壁	〃	2	〃
〃	向浜-10m 3号岸壁	〃	2	〃
〃	向浜-12m岸壁	〃	2	〃
〃	飯島-7.5m岸壁	〃	4	〃
〃	飯島-5m岸壁	〃	2	〃
〃	下浜-4m物揚場	〃	2	〃
〃	本港地区防波堤	〃	1	〃
合計			50	

### (1) 固定式荷役機械

施設名	能力	台数	完成年度	管理者
ベルトコンベア	1,000t/h	1	平成11年度	秋田県

### (2) 軌道走行式荷役機械

施設名	吊り上げ荷重 能力	台数	完成年度	管理者
1号ガントリークレーン	50.2t 44個/h	1	平成23年度	秋田県
2号ガントリークレーン	50.2t 44個/h	1	平成27年度	〃
ツインベルト式連続アンローダー	- 1,000t/h	1	平成11年度	秋田海陸運送(株)

### (3) 移動式荷役機械

施設名	吊り上げ荷重	台数	完成(取得)年度	管理者
トランスファー クレーン	51.6t	2	平成23年度	秋田県
トランスファー クレーン	51.6t	1	平成26年度	〃
リーチスタッカー	42t	2	平成18年度 令和2年度	秋田海陸運送(株)
リーチスタッカー	42t	1	平成25年度	日本通運(株) 秋田港支店

### (4) 上屋

施設名	設置埠頭	棟数	床面積(m <sup>2</sup> )	構造様式	完成年度	管理者
中島3号県営上屋	中島3号	1	940	鉄骨平屋建	昭和49年度	秋田県
外港県営上屋	外港	1	6,540	鉄筋コンクリート平屋建	昭和54年度	〃
多目的上屋	外港	1	520	鉄骨平屋建	平成23年度	〃
秋田海陸外港上屋 (秋田海陸7号倉庫)	外港	1	4,713	鉄筋コンクリート平屋建	平成8年度	秋田海陸運送(株)
秋田海陸中島埠頭上屋 (秋田海陸中島倉庫)	中島3号	1	3,006	鉄骨鉄筋コンクリート平屋建	平成16年度	〃
(くん蒸用上屋)						
くん蒸倉庫 ・くん蒸室：96m <sup>2</sup> (40ftコンテナオンシャーシ1本) ・対応薬剤：青酸ガス、臭化メチル、リン化アルミニウム						

## ⑥ 保管施設

### (1) 倉庫

種別	棟数	床面積 (m <sup>2</sup> )	構造様式	管理者
営業用倉庫	5	19,078.14	鉄筋平屋建	秋田海陸運送(株)
〃	4	12,366.90	3棟鉄骨スレート葺平屋建 1棟鉄筋コンクリート平屋建	日本通運(株) 秋田港支店
〃	1	983.20	木造平屋建	秋田運送(株)
〃	1	917.74	鉄筋スレート葺平屋建	(株)秋田丸栄
営業用定倉	1	1,350.00	SPサイディング鉄骨平屋建	能代運輸(株)
倉庫計	12	34,695.98		
自家用サイロ	5	1,208.60	鉄骨鉄筋コンクリート	太平洋セメント(株) 東北支店
〃	6	1,529.50	4基鉄筋コンクリート 2基鉄板造	宇部三菱セメント(株) 東北支店
〃	4	614.71	3基鉄筋コンクリート 1基鉄板造	住友大阪セメント(株) 東北支店
サイロ計	15	3,352.81		

### (2) 野積場

施設名	床面積 (m <sup>2</sup> )	主たる用途	構造	管理者
外港-13m 2号野積場	153,370.00	コンテナ	AS舗装 CO舗装	秋田県
外港-13m 1号野積場	15,233.00	コンテナ	AS舗装	〃
外港バルクヤード	21,652.00	垂鉛鉤	〃	〃
外港中古車ヤード隣接野積場	7,511.00	多目的	〃	〃
外港バルクヤード隣接野積場	6,710.00	〃	〃	〃
大浜-10m 1号野積場	11,754.20	砂利・砂	〃	〃
大浜-10m 2号野積場	20,782.94	多目的	〃	〃
大浜-10m 3号野積場	13,840.10	金属くず	〃	〃
大浜-4.5m野積場	5,012.34	石灰石	〃	〃
向浜-7.5m野積場	19,006.00	砂利・金属くず	〃	〃
向浜-10m野積場	143,161.10	原木	〃	〃
向浜-12m野積場	22,906.00	多目的	〃	〃
飯島-11m野積場	8,086.63	〃	〃	〃
計	449,025.31			

## ⑦ 臨港交通施設

### (1) 道路(幹線)

路線名	管理者	舗装別	区間		延長	全幅 車道幅	沿線埠頭名
			起点	終点			
臨港道路1号線	秋田県	AS	秋田市寺内字蛭根 国道交差点	秋田港南防波堤 基部より南南東へ 約900mの地点	4.3km	15.0m~38.0m 13.5m~15.5m	向浜-12m 向浜-10m 1・2・3号 向浜-7.5m 1・2号
臨港道路13号線	〃	AS	秋田市土崎港 西一丁目 国道交差点	外港地区先端護岸	5.7km	10.0m~34.1m 6.5m~16.2m	中島1・2・3号 大浜-10m 1・2・3号 大浜-4.5m 1・2号、外港-13m 1・2号

### (2) 航行補助施設

施設名	位置	灯色及び光度	灯質周期	灯高平均 水面上	光達 距離	摘要
秋田旧南防波堤灯台	N 39° 45'35"	赤色 実効光度78cd	単せん赤光毎5秒に1せん光	15.0m	5.0海里	
	E140° 02'20"					
秋田北防波堤灯台	N 39° 46'09"	緑色 実効光度110cd	等明暗緑光明3秒暗3秒	11.0m	5.5海里	
	E140° 01'40"					
秋田南防波堤灯台	N 39° 46'20"	赤色 実効光度280cd	群せん赤光毎5秒2せん光	19.0m	7.0海里	(休止中)
	E140° 00'55"					
秋田第二南防波堤 北仮設灯台	N 39° 47'04"	赤色 実効光度78cd	群せん赤光毎5秒2せん光	6.5m	5.0海里	
	E140° 00'10"					
秋田新北防波堤灯台	N 39° 46'50"	緑色 実効光度78cd	群せん緑光毎5秒2せん光	14.0m	5.0海里	
	E140° 01'12"					

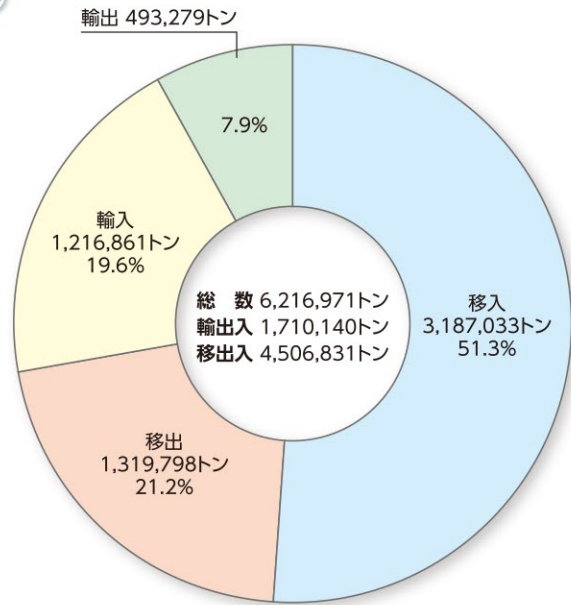
## ⑧ 港湾役務提供用船舶

### ひき船

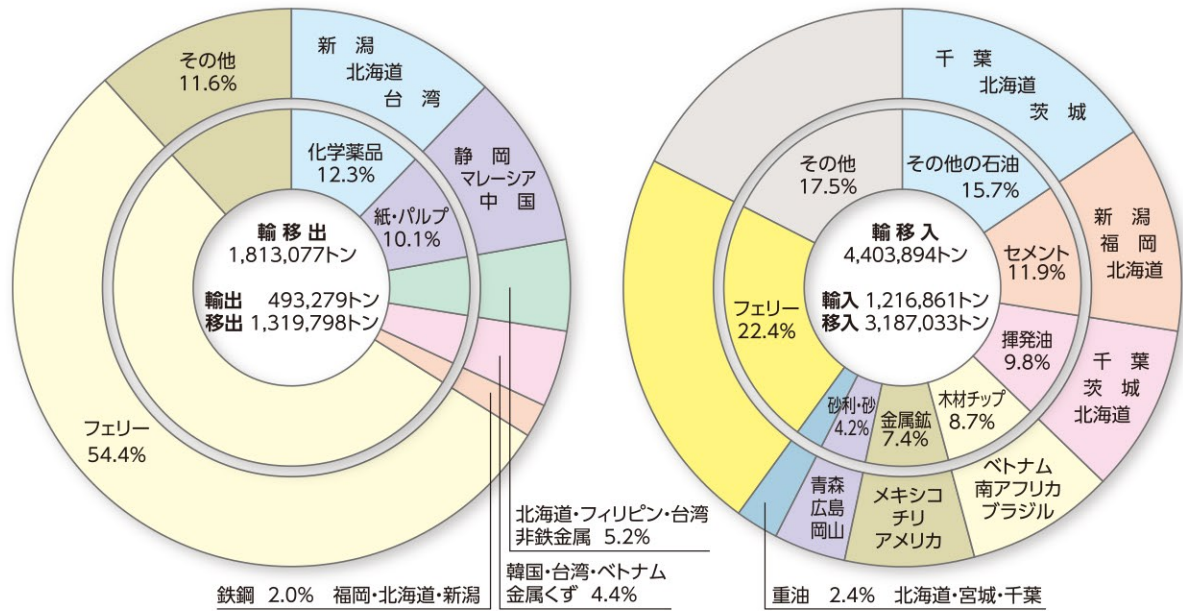
船名	構造	総トン数	出力(HP)	曳力(t)	速力(ノット)	航行区域	管理者
海翔丸	鋼船	241.00	4,500	60.0	14.0	沿海区域	秋田曳船(株)
海王丸	〃	242.00	4,500	60.0	14.1	〃	〃
海遼丸	〃	195.00	4,000	56.0	14.0	〃	〃
あけぼの丸	〃	19.00	650	8.0	11.2	〃	(有)秋田パイロット事務所
計	4						

# 利用状況

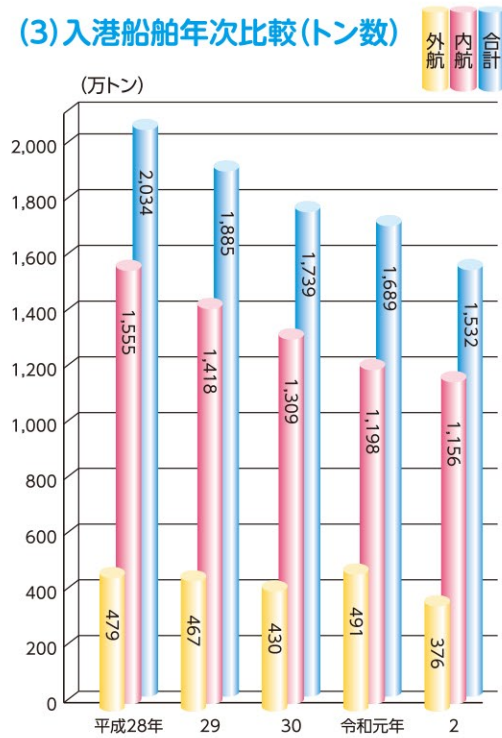
## (1) 令和2年取扱貨物量



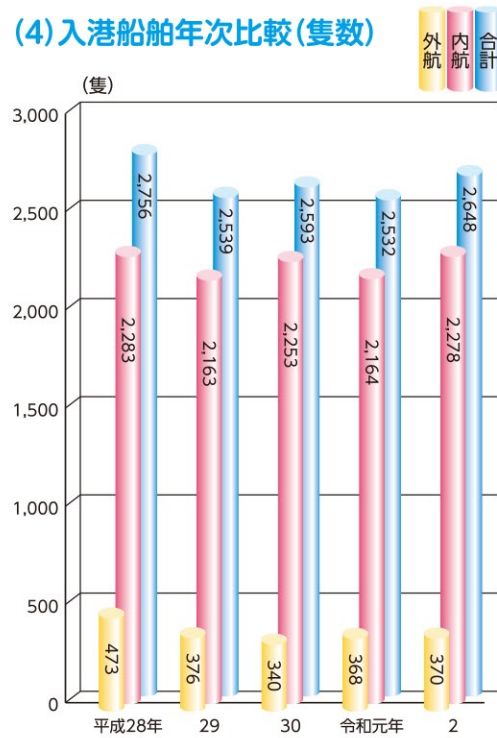
## (2) 令和2年主要品種別区分比較



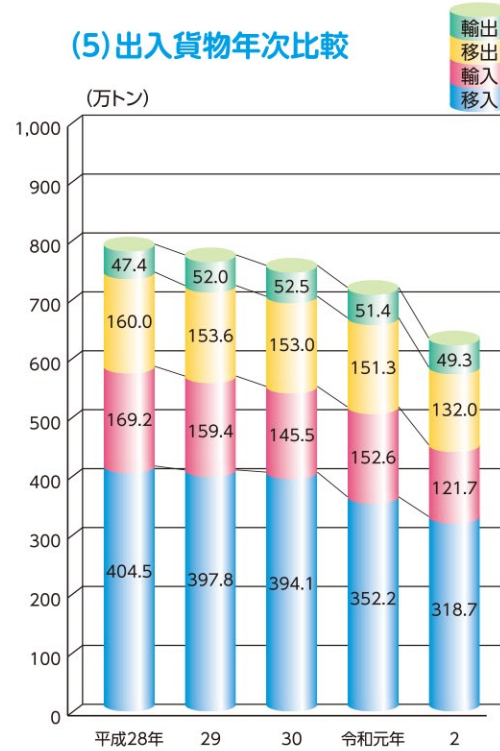
## (3) 入港船舶年次比較 (トン数)



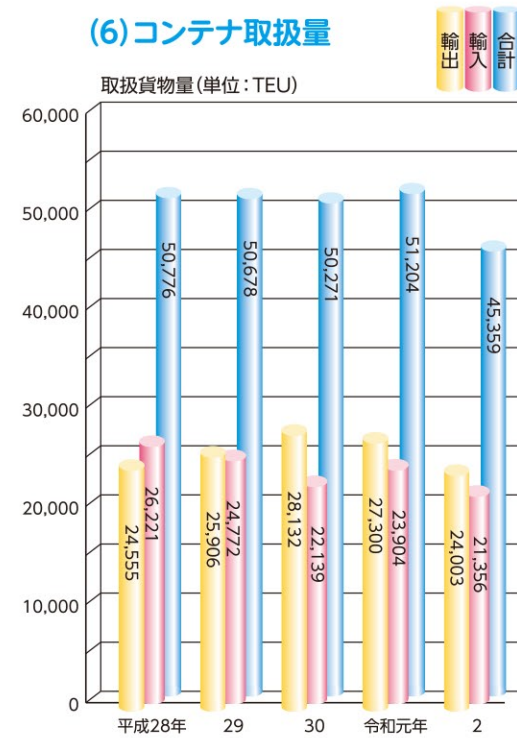
## (4) 入港船舶年次比較 (隻数)



## (5) 出入貨物年次比較



## (6) コンテナ取扱量



※本集計表は実入りコンテナのみの数値である

# 10 港湾施設使用料

## (1) マリーナ施設以外の港湾施設

施設の区分	使用料の額	
岸壁	係留施設が12時間以内の場合は、総トン数1トンにつき <span style="color:red">㊦</span> 4.70円 <span style="color:red">㊧</span> 一般旅客定期航路事業用 3.47円 その他のもの 5.17円	
	係留時間が24時間以内の場合は、総トン数1トンにつき <span style="color:red">㊦</span> 6.60円 <span style="color:red">㊧</span> 7.26円	
	係留時間が24時間を超える場合は、その超える係留時間12時間(12時間未満は、12時間として計算する。)ごとに総トン数1トンにつき <span style="color:red">㊦</span> 3.30円 <span style="color:red">㊧</span> 3.63円	
物揚場	船舶総トン数1トンにつき1日 4.84円	
固定式荷役機械 ベルトコンベア	5.815円	使用時間が30分未満のとき、又は使用時間に30分未満の端数があるときは、30分として計算する。
軌道走行式荷役機械 ガントリークレーン	34,782円 ※特例額【27,825円】	
移動式荷役機械 トランスファークレーン	6,739円 ※特例額【5,391円】	使用時間が1時間未満のとき、又は使用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算する。
上屋	コンテナの荷さばきの用に供する上屋を使用する場合は、使用面積1平方メートルにつき、使用日数を次に掲げる日数の区分によって区分し、当該区分に応ずる料金率を順次適用して計算した金額の合計額	15日以下の使用日数については1日につき 14.15円
		15日を超え30日以下の使用日数について1日につき 28.29円
		30日を超える使用日数については1日につき 42.44円
	くん蒸の用に供する上屋	くん蒸処理1回につき 29,334円
	秋田港外港上屋を使用する場合は、使用面積1平方メートルにつき、使用日数を次に掲げる日数の区分によって区分し、当該区分に応ずる料金率を順次適用して計算した計算の合計額	15日以下の使用日数については1日につき 15.73円
		15日を超え30日以下の使用日数について1日につき 31.46円
		30日を超える使用日数については1日につき 47.19円
	その他の上屋を使用する場合は、使用面積1平方メートルにつき、使用日数を次に掲げる日数の区分によって区分し、当該区分に応ずる料金率を順次適用して計算した金額の合計額	15日以下の使用日数については1日につき 13.31円
		15日を超え30日以下の使用日数について1日につき 26.62円
		30日を超える使用日数については1日につき 39.93円

施設の区分	使用料の額	
コンテナターミナル管理棟	使用面積1平方メートルにつき1月 1,048円	
野積場	秋田港向浜木材埠頭岸壁背後の野積場を使用する場合、又は秋田港の大浜岸壁背後若しくは外港岸壁背後の野積場のコンテナ施設を使用する場合は、使用面積1平方メートルにつき1月 47.30円	
	その他の野積場を使用する場合は、使用面積1平方メートルにつき、使用日数を次に掲げる日数の区分によって区分し、当該区分に応ずる料金率を順次適用して計算した金額の合計額	15日以下の使用日数については1日につき 2.33円
		15日を超え30日以下の使用日数については1日につき 2.93円
		30日を超える使用日数については1日につき 3.51円
船舶給水施設	給水1立方メートルにつき <span style="color:red">㊦</span> 545円 <span style="color:red">㊧</span> 600円	
港湾施設用地	電柱、電話柱その他の柱類を設置する場合、1本につき1年 815円	
	水道管、排水管その他の管を設置する場合、長さ1メートルにつき1年 114円	
	その他の場合、使用面積1平方メートルにつき1年(看板等にあつては、表示部分の面積) 440円	
入港料	総トン数700トン以上の船舶で総トン数1トンにつき(ただし、1日1回・1月10回を限度とする)	<span style="color:red">㊦</span> 2.20円 <span style="color:red">㊧</span> 2.42円 ※内航船等 1.21円
港湾施設特別利用料	貨物1トンにつき	向浜-10m 1号、2号、3号岸壁(向浜木材埠頭岸壁) 28円

※ ㊦は外航船舶、㊧は外航船舶以外の船舶

備考 1. この表において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

- (1) 外航船舶 消費税法施行令(昭和63年政令第360号)第17条第二項第三号に規定する船舶をいう。
- (2) コンテナ施設 コンテナ又はコンテナの利用に係わる貨物の授受、蔵置又は荷役の用に供する施設をいう。

2. 秋田港外港上屋(くん蒸の用に供する上屋)の使用料には、くん蒸処理に要する費用は含まない。

3. 移動式荷役機械(トランスファークレーン)の使用料には、燃料費用は含まない。

4. 平成24年4月9日から令和6年3月31日までの間に軌道走行式荷役機械(ガントリークレーン)及び移動式荷役機械(トランスファークレーン)の使用料の特例を定める。

5. 使用料の額に1円未満の端数があるときは、当該端数金額を切り捨てる。

## (2) マリーナ施設

(単位：円)

艇長	棧橋及び浮棧橋		船舶保管施設				備考
	一般使用	専用使用	一般使用		専用使用		
			Aヤード	Bヤード	Aヤード	Bヤード	
6.0m以下	2,580	内 226,920	1,050	1,020	内 95,860	内 93,070	1. 内は、県内に住所を有する者が使用する場合は使用料である。 2. 専用使用とは、1年以上継続する使用をいう。 3. 一般使用とは、専用使用以外の使用をいう。 4. 一般使用において月単位で使用する場合における使用料の額は、1月につき、7日分の使用料に相当する額とする。 5. 艇の長さが15メートルを超える場合の使用料は、超える部分0.5メートルごとに加算額欄に金額を加算した額(ただし、県内在住者はその2/3に相当する額)とする。 6. 船舶保管施設の使用料は、デインギー型ヨット以外の小型船舶の使用料である。 7. デインギー型ヨットとは、センターボードの上げ下ろしが手動でできるヨットで長さ6メートル以下のものをいう。 ※デインギー型ヨットの船舶保管施設使用料 一般使用 700 専用使用 66,000 内 44,000
6.0m超		151,280			内 63,900	内 62,040	
6.5m以下	2,580	内 226,920	1,260	1,220	内 112,730	内 109,450	
6.5m超		151,280			内 75,150	内 72,960	
7.0m以下	2,580	内 226,920	1,400	1,360	内 130,850	内 127,040	
7.0m超		151,280			内 87,230	内 84,690	
7.5m以下	2,580	内 226,920			内 150,440		
7.5m超		151,280			内 100,290		
8.0m以下	2,930	内 258,350	1,820		内 171,290		
8.0m超		172,230			内 114,190		
8.5m以下	3,280	内 291,770	2,160		内 193,500		
8.5m超		194,510			内 129,000		
9.0m以下	3,700	内 332,000	2,520		内 220,320		
9.0m超		221,330			内 146,880		
9.5m以下	4,120	内 374,630	2,800		内 248,710		
9.5m超		249,750			内 165,800		
10.0m以下	4,610	内 419,790	3,140		内 278,670		
10.0m超		279,860			内 185,780		
10.5m以下	5,170	内 467,560	3,490		内 310,520		
10.5m超		311,700			内 207,010		
11.0m以下	5,800	内 517,740	3,840		内 344,040		
11.0m超		345,160			内 229,360		
11.5m以下	6,360	内 570,750	4,190		内 379,140		
11.5m超		380,500			内 252,760		
12.0m以下	6,920	内 626,170	4,610		内 416,020		
12.0m超		417,440			内 277,340		
12.5m以下	7,680	内 690,390	5,170		内 458,860		
12.5m超		460,260			内 305,900		
13.0m以下	8,380	内 757,850	5,730		内 501,710		
13.0m超		505,230			内 334,470		
13.5m以下	9,150	内 828,250	6,280		内 544,560		
13.5m超		552,160			内 363,040		
14.0m以下	10,060	内 901,690	6,840		内 587,410		
14.0m超		601,120			内 391,600		
14.5m以下	10,900	内 978,270	7,400		内 630,260		
14.5m超		652,180			内 420,170		
15.0m以下	11,730	内 1,058,000	7,960		内 673,100		
15.0m超		705,330			内 448,730		
加算額	980	内 82,660	560		内 42,850		
		内 55,100			内 28,560		

指定管理者：(株)マリーナ秋田による  
(R3.9.1現在)

## ◎揚降施設

(単位：円)

船舶の種類	1回	回数券
船舶保管施設を使用する船舶	780	3,900
係留施設を使用する船舶	1,940	9,700
その他の船舶	3,900	

- ※1.揚降施設とは、移動式揚降施設をいう。
- 2.揚艇又は降艇1回についての料金である。
- 3.回数券は1回券6枚綴りの料金である。

## 秋田マリーナ

### ●施設規模

陸域面積 6.1ha  
水域面積11.6ha

### ●保管艇数

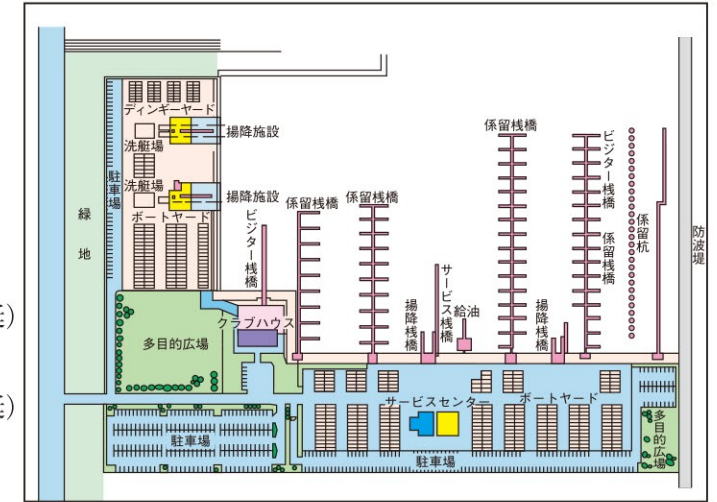
(※デインギー含む)  
現況 令和3年9月  
保管容量 457艇  
(海上 132艇  
陸上 325艇)  
入艇状況 269艇  
(海上 115艇  
陸上 154艇)

将来計画  
保管容量 597艇  
(海上 132艇  
陸上 465艇)

### ●施設内容

- ・クラブハウス・係留棧橋・ビジターバース・サービスセンター・給油施設
- ・修理ヤード・上下架施設・無線施設(国際VHF)・給水給電施設等

秋田港マリーナ計画平面図



マリーナ



# 11 秋田港国際コンテナターミナル

**秋田港外港地区**

外港1号岸壁 (-13m)270m

外港2号岸壁 (-13m)260m

1期計画 (平成24年4月供用) ● 11.3ha

2期計画 (平成27年1月供用)

バルクヤード 3ha

5.7ha

管理棟

ターミナルゲート

多目的上屋

くん蒸施設

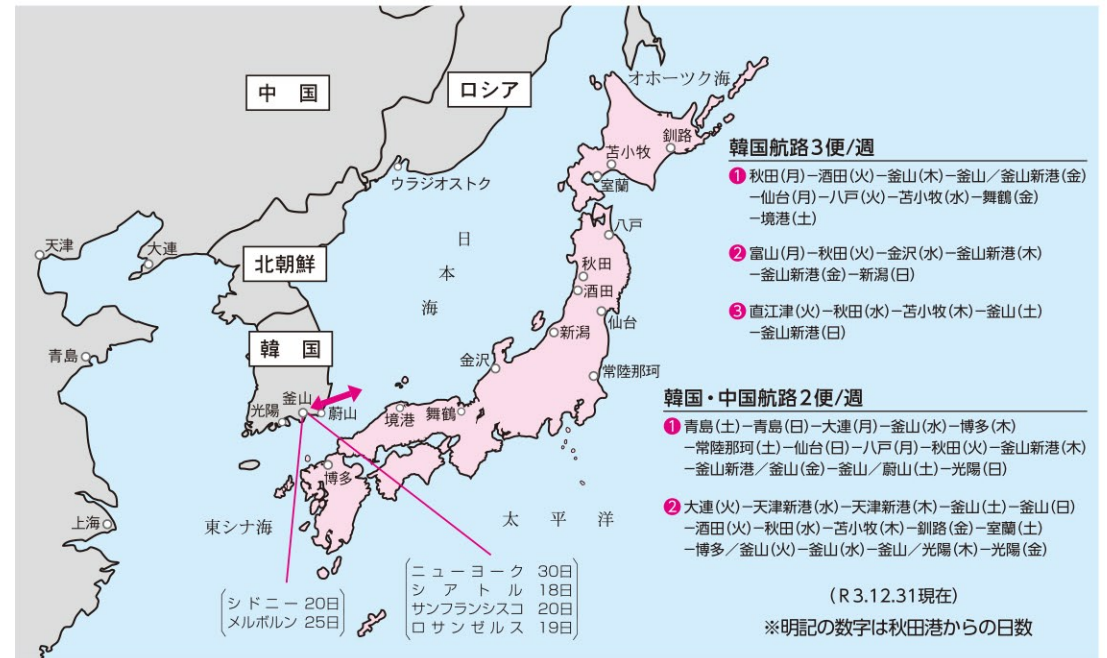
コンテナヤード

ガントリークレーン 2基

トランスファークレーン 3基

※年間コンテナ取扱可能量：100,000TEU

# 12 コンテナ経路図



# 13 港湾関係官公署

名 称	電 話	所 在 地
法務省仙台出入国在留管理局秋田出張所	(018)895-5221	秋田市山王七丁目1番3号
財務省函館税関秋田船川税関支署	(018)845-0735	秋田市土崎港西一丁目7番35号
農林水産省横浜植物防疫所新潟支所秋田出張所	(018)845-1411	秋田市土崎港西一丁目7番35号
農林水産省動物検疫所仙台空港出張所	(022)383-2302	宮城県名取市下増田字南原 仙台空港ターミナルビル
農林水産省東北農政局秋田県拠点	(018)862-5611	秋田市山王七丁目1番5号
国土交通省東北地方整備局秋田港湾事務所	(018)847-2511	秋田市土崎港西一丁目1番49号
国土交通省東北運輸局秋田運輸支局	(018)863-5812	秋田市泉字登木74番地3
海上保安庁第二管区海上保安本部秋田海上保安部	(018)845-1621	秋田市土崎港西一丁目7番35号
厚生労働省仙台検疫所秋田船川出張所	(018)846-8280	秋田市土崎港西一丁目7番35号
秋 田 県 建 設 部 港 湾 空 港 課	(018)860-2541	秋田市山王四丁目1番1号
秋 田 県 秋 田 臨 港 警 察 署	(018)845-0141	秋田市土崎港西三丁目1番8号
秋 田 県 秋 田 中 央 警 察 署	(018)835-1111	秋田市千秋明徳町1番9号
秋田市産業振興部商工貿易振興課	(018)888-5730	秋田市山王一丁目1番1号
秋田市北部市民サービスセンター	(018)845-2261	秋田市土崎港西五丁目3番1号
秋 田 市 消 防 本 部	(018)823-4000	秋田市山王一丁目1番1号
秋 田 市 土 崎 消 防 署	(018)845-0285	秋田市土崎港西四丁目2番10号
秋 田 市 秋 田 消 防 署	(018)823-4100	秋田市山王一丁目1番1号